

報告第33号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第22号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

市営住宅施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和8年5月9日 午前9時頃

2 事故発生場所

つくば市要318番地 市営要住宅先の市道

3 相手方

(1) 所在地 つくば市■■■■■■■■

(2) 法人名 ■■■■■■■■■■

4 事故の概要

相手方が市営要住宅前の市道を車で通行中、市営住宅のネットフェンスのフレームが老朽化により外れ、相手方車両の左側面2列目の窓ガラスに接触し破損さ

せたもの

5 損害賠償額

金66,990円（過失割合 市100% 相手方0%）

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金66,990円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。